

# 1 緑の現状と課題

## (1) 都市の魅力を高める緑としての課題

### ① 馬場大門のケヤキ並木など骨格を形成し、魅力を高める緑の保全

本市の緑は、馬場大門のケヤキ並木、国分寺崖線・府中崖線の緑、多摩川の水辺が「緑の骨格」を形成しています。また、浅間山や郷土の森公園などの「緑の核」があり、緑ゆたかな景観を形成しています。

#### <取組状況>

- ・ケヤキの保護・管理のために、平成20年に「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」の策定
- ・「けやき並木景観整備基本計画」に基づき、沿道建物の壁面後退の指導
- ・ケヤキ並木の歩行者専用道路化に向けた交通規制の試行準備
- ・平成20年に「府中市景観計画」を策定し、景観構造の主要な骨格となる「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」を定め、景観形成基準の運用により沿道建築物の誘導
- ・景観的な配慮が望まれる地区を「景観形成推進地区」として定め、地区の景観形成の方針及び景観形成基準により景観づくりを誘導

#### 改定に向けた課題

緑の骨格は、将来にわたって残すべき重要な都市の資産であることから、「府中市景観計画」とも連携を図りつつ、緑を着実に守り、生かすことができる法制度の活用や仕組みづくりを進めていくことが必要です

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

# 1 緑の現状と課題

## (1) 都市の魅力を高める緑としての課題

### ① 馬場大門のケヤキ並木など、市の魅力を高めるシンボリックな緑の保全

本市の緑は、馬場大門のケヤキ並木、国分寺崖線・府中崖線の緑、多摩川の水辺が「緑の骨格」を形成しています。加えて、浅間山や郷土の森公園などの「緑の核」があり、緑ゆたかな景観を形成しています。

市民アンケート調査においても、馬場大門のケヤキ並木など、本市のシンボルとなる緑を今後も保全すべきという市民の声が多くありました。

また、多摩川由来の崖線の緑の保全を主目的として平成22年3月に設置された「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に本市も参画しており、関係自治体と連携を図りながら、保全活動等に取り組んできました。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・ケヤキの保護・管理のために、平成20年に「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」の策定
- ・「けやき並木景観整備基本計画」に基づき、沿道建物の壁面後退の指導
- ・ケヤキ並木の歩行者専用道路化に向けた交通規制の試行準備
- ・平成20年に「府中市景観計画」を策定し、景観構造の主要な骨格となる「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」を定め、景観形成基準の運用により沿道建築物の誘導
- ・景観的な配慮が望まれる地区を「景観形成推進地区」として定め、地区の景観形成の方針及び景観形成基準により景観づくりを誘導
- ・「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」への参画

#### 改定に向けた課題

魅力を高めるシンボリックな緑は、将来にわたって残すべき重要な都市の資産であることから、緑を着実に守り・生かすことができる法制度の活用や取り組みを進めていくことが必要です。

また、馬場大門のケヤキ並木などを適切に守り育てていくため、樹齢を重ねた生育状態の悪いケヤキの植え替えや、樹木毎に適した剪定を行う等、管理の方法や生育環境の改善にも取り組むことが、今後必要です。

#### <改定理由>

ケヤキ並木等について、従来は保護という視点から取り組んできたが、枯死による倒木の危険性が指摘され、更新という視点からも取り組みを進めるため。

<現計画>

② 市民に親しまれている樹木・樹林の保全

本市には、府中の名木百選や保存樹木に指定されている樹木、屋敷林や寺社林など、市民に親しまれている樹木・樹林が多くあります。

【保存樹木の状況】

平成9年に2,037本指定していた保存樹木は、宅地化や枯死などにより、平成20年には1,926本となっています。

【保存樹林の状況】

平成9年に13,666.35㎡（18か所）を指定していた保存樹林は、平成20年には、829.46㎡（2か所）と大きく減少しています。これは、仲よし広場として樹林を借用したことや、宅地化に伴う指定解除などによるものです。

<取組状況>

- ・病虫害等の相談や対策、保存樹木の指定による奨励金の交付などを通じた古木や巨樹の保護
- ・「府中市立公園条例」の改正による、緑地の借用
- ・「府中市地域まちづくり条例」に基づく、既存樹木・樹林を生かした開発事業の誘導
- ・昭和63年に「府中の名木百選」を指定し、保護

改定に向けた課題

土地利用の転換や枯死などにより、樹木・樹林は年々減少していることから、経済的・技術的な支援を行いながら、市民との協働により、これらの貴重な樹木・樹林を後世に引き継いでいくことが必要です。

また、良好な樹林を保全するためには、緑の現況を十分に把握し、望ましい緑のあり方や取組の方向性を明らかにする必要があります。特に、崖線の樹林については、都市緑地法や条例等に基づく地域制緑地の制度を積極的に活用し、最終的には公有地化を進めることが重要です。

<改定計画案>

※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

<改定理由>

法改正等に伴い拡充された制度の活用を検討する必要があるため

② 市民に親しまれている樹木・樹林の保全

本市には、府中の名木百選や保存樹木に指定されている樹木、屋敷林や寺社林など、市民に親しまれている樹木・樹林が多くあります。

【保存樹木の状況】 ※今後更新

平成9年に2,037本指定していた保存樹木は、宅地化や枯死などにより、平成20年には1,926本となっています。

【保存樹林の状況】 ※今後更新

平成9年に13,666.35㎡（18か所）を指定していた保存樹林は、平成20年には、829.46㎡（2か所）と大きく減少しています。これは、仲よし広場として樹林を借用したことや、宅地化に伴う指定解除などによるものです。

<取組状況> ※今後更新

- ・病虫害等の相談や対策、保存樹木の指定による奨励金の交付などを通じた古木や巨樹の保護
- ・「府中市立公園条例」の改正による、緑地の借用
- ・「府中市地域まちづくり条例」に基づく、既存樹木・樹林を生かした開発事業の誘導
- ・昭和63年に「府中の名木百選」を指定し、保護

改定に向けた課題

土地利用の転換や枯死などにより、樹木・樹林は年々減少していることから、経済的・技術的な支援を行いながら、これらの貴重な樹木・樹林を後世に引き継いでいくことが必要です。

また、良好な樹林を保全するためには、緑の現況を十分に把握し、望ましい緑のあり方や取組の方向性を明らかにする必要があります。特に、崖線の樹林については、都市緑地法や条例等に基づく 市民緑地認定制度等の積極的な活用を検討し、最終的には公有地化を進めることが重要です。

※市民緑地認定制度：NPO 法人や企業等の民間事業者が、民有地の空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進するための制度です。設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受けることで、一定期間緑地を整備・利活用することが可能となります。

### ③ 歴史・文化的な資源と一体となった緑の保全・活用

本市は、大化の改新により武蔵国の国府が置かれたことを起源に、早くから政治、経済、文化の中心地として栄えてきました。馬場大門のケヤキ並木などの文化的な資源と一体となった緑は、本市の歴史・文化を現代に伝える要素となっています。

#### 改定に向けた課題

馬場大門のケヤキ並木、大國魂神社や武蔵府中熊野神社古墳など、歴史・文化的な資源と一体となった緑の存在は、風格ある府中の緑として保全・活用を図っていくことが必要です。

### ④ 民有地における緑の保全・創出

「緑ゆたかなまち」の実現には、市民や事業者の協力を得て、民有地において緑を保全・創出していくことが重要です。しかし、市政世論調査の結果によれば、「スペースがないので増やせない(15.0%)」や「管理が大変なので増やしたくない(6.6%)」といった意見も多くなっています。

これまでも「生け垣助成制度」など、様々な支援策を講じてきましたが、市の大半を民有地が占める状況では、市民や事業者の主体的な緑の保全・創出が欠かせません。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・開発事業\*に対し、「府中市地域まちづくり条例」などによる緑化の誘導（過去10年間では、約157haの緑地確保及び約5.3haの公園整備）
- ・「府中市みどりの保護及び育成に関する要綱」に基づき、生け垣の造成について奨励金を交付し、住宅地における緑化活動の支援
- ・「グリーンシティモデル地区」の取組は、地域から市全域の緑化へと拡大するため、平成17年に市民花壇制度と統合
- ・緑が不足しがちな商業地では、建築基準法に基づく「総合設計制度\*」などの活用による公共的なオープンスペースの確保や緑化の推進
- ・府中駅南口再開発事業に対し、ケヤキ並木の景観に配慮した施設づくりの要請
- ・大規模な工場・事業所について工場立地法に基づく緑地及び環境施設の設置の指導

#### 改定に向けた課題

市民が積極的に緑の保全・創出に取り組むことができるように、住宅地での草木の手入れなど技術的な支援や、生け垣の造成などに対する経済的な支援の充実を図っていくことが必要です。また、開発事業に対しては、「府中市地域まちづくり条例」などに基づき、公共的なオープンスペースの確保や地域の特性にあった質の高い緑化を誘導することが必要です。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

### ③ 歴史・文化的な資源と一体となった緑の保全・活用

本市は、大化の改新により武蔵国の国府が置かれたことを起源に、早くから政治、経済、文化の中心地として栄えてきました。馬場大門のケヤキ並木などの文化的な資源と一体となった緑は、本市の歴史・文化を現代に伝える要素となっています。

#### 改定に向けた課題

馬場大門のケヤキ並木、大國魂神社や武蔵府中熊野神社古墳など、歴史・文化的な資源と一体となった緑の存在は、風格ある府中の緑として保全・活用・**更新**を図っていくことが必要です。

### ④ 民有地における緑の保全・創出

「緑ゆたかなまち」の実現には、市民や**民間**事業者等の協力を得て、民有地において緑を保全・創出していくことが重要であり、これまで、様々な支援策を講じてきました。

しかし、民有地の樹木・樹林の状況を確認すると、平成20年時より減少傾向を示しています。また、市民アンケート調査においても、民有地である住宅地内の緑が減少していると感じている回答が多くなっています。

また、平成29年の都市緑地法等の改正では、より民間事業者と協力して緑化を推進することを目的に「市民緑地認定制度（P2参照）」が新たに設けられました。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・開発事業に対する、「府中市地域まちづくり条例」などによる緑化の誘導（過去10年間では、約157haの緑地確保及び約5.3haの公園整備）
- ・「府中市みどりの保護及び育成に関する要綱」に基づく、生け垣の造成に対する奨励金の交付を通じた住宅地における緑化活動の支援
- ・大規模な工場・事業所について工場立地法に基づく緑地及び環境施設の設置の指導

#### 改定に向けた課題

積極的に緑の保全・創出に取り組むことができるように、住宅地の草木の手入れや**事業所の屋上・壁面緑化などに対する支援の充実**を図っていくことが必要です。また、開発事業に対しては、「府中市地域まちづくり条例」に基づき、公共的なオープンスペースの確保を誘導するほか、**都市緑地法等に基づく「緑化地域制度※」や「市民緑地認定制度」の活用も視野に入れ**、地域の特性にあった質の高い緑化を誘導することが必要です。

※緑化地域制度：一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

#### <改定理由>

壊死等が危ぶまれつつあるケヤキ並木について、保全だけでなく、更新にも取り組むため。

#### <改定理由>

法改正等に伴い拡充された制度の活用を検討する必要があるため

### ⑤ まちかどの緑の創出

緑化の余地が限られた市街地では、いかに緑化を図っていくかが重要となります。これまでもスポットパークの整備や、市民の協力による花壇の設置などにより、まちかどの緑化を進めてきました。

#### <取組状況>

- ・まちかどに良好な環境をつくり出す、スポットパーク55か所の設置
- ・公共の場を彩る、公共花壇56か所の設置
- ・地元住民による、市民花壇45か所の維持管理

#### 改定に向けた課題

まちかどの緑化は、潤いのあるまちづくりや市民の緑化への意識啓発に効果があることから、市民との協働により進めていくことが必要です。

### ⑥ 公共施設における緑の保全・創出

公共施設は、市民の活動の場であるとともに、地域のランドマークとしての役割もあることから、平成19年に「府中市公共施設の緑化基準」を改正し、緑化を推進しています。

#### <取組状況>

- ・市の施設は、「府中市地域まちづくり条例」や、壁面緑化・屋上緑化など、新しい緑化手法を取り入れた「府中市公共施設の緑化基準」に基づき協議
- ・その他の公共施設は、「府中市地域まちづくり条例」に基づき協議

#### 改定に向けた課題

公共施設における緑化は、市民・事業者が主体的に進める緑化の先導的な役割を担うため、地域特性を踏まえ、地上部の緑化の充実を図るとともに、効果的な壁面緑化や屋上緑化などの緑化事業を進めていくことが必要です。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

#### <改定理由>

これまで、緑の創出に取り組んできたが、今後はそれらの適切な維持管理にも取り組む必要があるため。

### ⑤ まちかどの緑の創出・保全

緑化の余地が限られた市街地では、いかに緑化を図り、いかに確保し続けるかが重要となります。これまでもスポットパークの整備や、市民の協力による花壇の設置・維持管理などにより、まちかどの緑の創出とその保全に努めてきました。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・公共の場を彩る、公共花壇56か所の設置
- ・地元住民による、市民花壇45か所の維持管理

#### 改定に向けた課題

まちかどの緑は、潤いのあるまちづくりや市民の緑への意識啓発に効果があることから、市民や民間事業者等との協働により、緑の保全と創出に取り組んでいくことが必要です。

### ⑥ 公共施設における緑の保全・創出

公共施設は、市民の活動の場であるとともに、地域のランドマークとしての役割もあることから、平成19年に「府中市公共施設の緑化基準」を改正し、緑化を推進しています。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・市の施設は、「府中市地域まちづくり条例」や、壁面緑化・屋上緑化など、新しい緑化手法を取り入れた「府中市公共施設の緑化基準」に基づき協議
- ・その他の公共施設は、「府中市地域まちづくり条例」に基づき協議

#### 改定に向けた課題

公共施設における緑化は、市民・民間事業者が主体的に進める緑化の先導的な役割を担うため、地域特性を踏まえ、地上部の緑化の充実を図るとともに、効果的な壁面緑化や屋上緑化などの緑化事業を進めていくことが必要です。

<現計画>

⑦ 水と緑のネットワークの形成

水と緑のネットワークを骨格として、緑の面的な広がりを展開することで、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮することが可能となります。

<取組状況>

- ・郷土の森公園及びその周辺を水と緑のネットワークの拠点として位置づけ、平成18年度に「府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画」の策定
- ・緑道や遊歩道の改修、市川緑道内への通年通水の実現
- ・自然が色濃く残る場所や史跡を緑道や遊歩道などをつないだ、「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」の作成・頒布
- ・市内の街路樹、約13,000本について、年間約4,500本、3年のサイクルで剪定等維持管理の実施
- ・透水性舗装など、樹木の成長に配慮した道路整備の実施

改定に向けた課題

効率的かつ効果的に水と緑のネットワークを形成するためには、水と緑のネットワークの拠点整備と都市計画道路や緑道などの整備を連携して行うことが必要です。

また、水と緑のネットワークを構成する街路樹のある道路については、緑ゆたかな魅力ある景観を維持し、歩行者などが快適に通行できるように、適切な維持管理が求められます。

<改定計画案>

※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

⑦ 水と緑のネットワークの形成

市内には、崖線や浅間山などの緑地、多摩川や用水などの水辺、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社をはじめとする寺社林、地域に残る樹木・樹林など、歴史や文化をかもし出す自然環境が残されています。

こうした水や緑が持つ様々な機能を複合的・効果的に発揮するため、本市では水と緑のネットワークの形成に向けた取り組みを進めています。

<取組状況> ※今後更新

- ・郷土の森公園及びその周辺を水と緑のネットワークの拠点として位置づけ、平成18年度に「府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画」の策定
- ・緑道や遊歩道の改修、市川緑道内への通年通水の実現
- ・自然が色濃く残る場所や史跡を緑道や遊歩道などをつないだ、「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」の作成・頒布
- ・市内の街路樹、約13,000本について、年間約4,500本、3年のサイクルで剪定等維持管理の実施
- ・透水性舗装など、樹木の成長に配慮した道路整備の実施

改定に向けた課題

効率的かつ効果的に水と緑のネットワークを形成するためには、生物の生息空間や移動経路としての役割にも配慮しつつ、水と緑のネットワークの拠点整備と都市計画道路や緑道、用水路等の親水空間などの整備を連携して行うことが必要です。

また、水と緑のネットワークを構成する街路樹のある道路については、緑ゆたかな魅力ある景観を維持し、歩行者などが快適に通行できるように、適切な維持管理が求められます。

さらに、用水路等の親水空間については、季節に関わらず通年で水辺を感じ

<改定理由>

水と緑のネットワークの形成をより進めることを目的に、用水路の通年通水等、親水空間の整備に取り組むため。

### ⑧ 緑化に関わる制度の積極的な活用

都市緑地法の改正によって、一定の地域における緑化率を定める緑化地域制度や、地区計画※に緑化率を定める緑化率条例制度※、届出制の導入によって建築・開発行為を制限する緑地保全地域制度など、緑化に関わる規制・誘導制度の充実が図られました。また、民間の建築物の屋上、空地など敷地内の緑化に対し、税制面で優遇する緑化施設整備計画認定制度※などの各種制度が設けられました。

また、緑の基本計画に「緑化重点地区※」を定めた場合は、この地区における緑化事業に対して、国が重点的に支援する政策を進めています。

#### 改定に向けた課題

緑ゆたかなまちづくりを進める上では、新たに創設された制度を有効活用するとともに、「緑化重点地区」を定めることが望まれます。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

#### <改定理由>

法改正等に伴い拡充された制度の活用を検討する必要があるため

### ⑧ 緑化に関わる制度の積極的な活用

都市緑地法には、一定の地域における緑化率を定める緑化地域制度(P3参照)や、地区計画に緑化率を定める緑化率条例制度※、届出制の導入によって建築・開発行為を制限する緑地保全地域制度※など、緑化に関わる規制・誘導制度が用意されています。

平成29年の都市緑地法等の改正では、より緑化を推進するため緑化地域制度の緑化率が緩和されました。また、同法の改正で「市民緑地認定制度」が創設され、本制度で認定できる緑地は、緑の基本計画にて定められる緑化重点地区内※もしくは緑化地域内の緑地とされています。

#### 改定に向けた課題

緑ゆたかなまちづくりの推進を目的に、法改正で新たに設けられた制度も含め積極的に活用していくことが望まれます。

※緑化条例制度：緑が不足している市街地などの緑化を目的とした制度です。地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度です。

※緑地保全地域制度：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を対象とした緑地保全のための制度です。対象地域にて建築物の新築や土地の形質の変更などを行おうとする者は、一定の場合を除いて、あらかじめその旨を届出なければなりません。

※緑化重点地区：都市緑地法に基づく制度で、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画にて位置づけます。位置づけられた地区では、緑化施策を集中的に行い、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化するとともに、他の地区での緑化意識の高まり等の波及を目指します。

## (5) 協働による緑のまちづくりに関する課題

### ① 市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくり

近年、緑に対する価値観の多様化が進み、これまでのような行政主体の緑の保全及び緑化の推進に関わる取組では、市民ニーズに対応することが困難となっています。

#### <取組状況>

- ・府中市緑の活動推進委員会の取組による、緑化PR・緑化活動の実施
- ・市民の意識啓発のため、緑の募金の実施や、緑と花いっぱい運動として、種子や球根の配布のほか、グリーンフェスティバルにおいて草花（鉢物）及び苗木の頒布の実施
- ・剪定枝や落ち葉をたい肥化し、グリーンフェスティバルやリサイクルフェスタで市民へ配布
- ・市民が公園内を清掃し回収した落ち葉について、「落ち葉の銀行制度」によりたい肥化して、市民に還元
- ・約47%の公園等について、自治会や老人会、子ども会等の協力により公園清掃や遊具の点検などの実施
- ・多摩川の水辺環境改善に向けた河川清掃活動等の実施
- ・市民団体などとの連携により、公園にある貴重な草花の保護
- ・人材の育成・確保に向け、講習会等の活動の支援

#### 改定に向けた課題

近年、市民や事業者の緑化活動に対する意識が高まっていることから、こうした市民や事業者を育成し、活用していくことが求められています。

このことから、市民ニーズに対応するために、市民・事業者・行政の役割を明確に示し、連携することで、協働による緑のまちづくりを進めることが必要です。

また、市民との協働で行っている「落ち葉の銀行制度」の拡大や、一般家庭から出される剪定枝のたい肥化の検討も必要です。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

## (2) 協働による緑のまちづくりに関する課題

### ① 市民との協働による緑のまちづくり

緑に対する価値観の多様化が進み、これまでのような行政主体の緑の保全及び緑化の推進に関わる取組では、市民ニーズに対応することが困難となっています。

そのような中、市民アンケート調査結果では、約4割の方が参加意欲を持たれており、市民の緑に関する活動への興味・意欲が見受けられました。

このようなことを背景に、本市の一部の公園においては、市民ニーズを適切に取り組めるよう、公園の計画・設計段階からワークショップ等を行い、市民と協働しながら、公園づくりに取り組みを進めてきました。

活動への主体的な取り組みは、地域への愛着を醸成するとともに、地域コミュニティの形成にも寄与するものであることから、市民との協働による緑のまちづくりに取り組む必要があります。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・府中市自然環境調査委員会取組による、緑化PR・緑化活動の実施
- ・市民の意識啓発のため、緑の募金の実施や、緑と花いっぱい運動として、種子や球根の配布のほか、府中環境まつりにおいて草花（鉢物）及び苗木の頒布の実施
- ・剪定枝や落ち葉をたい肥化し、府中環境まつりやリサイクルフェスタで市民へ配布
- ・市民が公園内を清掃し回収した落ち葉について、「落ち葉の銀行制度」によりたい肥化して、市民に還元
- ・約47%の公園等について、自治会や老人会、子ども会等の協力により公園清掃や遊具の点検などの実施
- ・多摩川の水辺環境改善に向けた河川清掃活動等の実施
- ・市民団体などとの連携により、公園にある貴重な草花の保護
- ・人材の育成・確保に向け、講習会等の活動の支援

#### 改定に向けた課題

市民の緑化活動に対する意識が高まっていることから、適切に協働するための仕組みづくりや、緑のまちづくりに関わる様々な情報の提供など、より積極的な働きかけが必要です。

また、市民との協働で行っている「まちなかきらら制度」の拡大や、一般家庭から出される剪定枝のたい肥化の検討も必要です。

#### <改定理由>

緑に関する活動への参加意欲は高まっており、さらなる協働に向けて協働のための仕組みづくりを進めるため。

(新設)

<改定理由>

法改正等に伴い拡充された制度の活用を検討する必要があるため

② **民間事業者との協働による緑のまちづくり**

近年、公共施設やインフラの整備運営等に関して、人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢変化による財政状況の悪化を背景に、民間事業者のノウハウや資金を活用した良好な公共サービスを提供する手法として、PFI・PPP※といった公民連携手法が確立されつつあります。

本市においても、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加などにより、今後厳しい財政状況が続くことが見込まれている中、良好な公共サービスを提供するため、府中市公共施設等総合管理計画※を策定し、老朽化した公園内の建物や遊具の改修・更新等に取り組むこととしています。

<取組状況> **※今後更新**

・

改定に向けた課題

より良い公共サービスを提供するため、今後実施する公園・緑地等の整備・維持管理等に関して、民間活力の導入可能性を適宜検討し、適切な手法を採用していくことが必要です。

また、維持管理についても、包括的民間業務委託※や指定管理者制度※を始めとした、民間事業者との協働による取り組みを進めていく必要があります。

※府中市公共施設等総合管理計画：府中市が保有する公共施設及び主要なインフラ資産の今後の管理に関するあり方等を定めた計画です。

※PPP・PFI：公民が連携して公共サービスの提供を行うことを（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）を指します。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つであり、効率的かつ効果的な公共サービスの提供ため、公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営に、民間の資金やノウハウを活用する手法です。

※包括的民間業務委託：民間事業者の創意工夫やノウハウがより発揮され効率的・効果的な事業実施が行えるができるよう、複数の同種業務等を包括的に委託する発注方式です。

※指定管理者制度：地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を包括的に民間事業者へ委託する制度です。民間事業者のノウハウの活用による、公共サービスの向上と経費の節約を目的としています。

### ③ 市民の自主的な取組に向けた意識啓発

市民花壇の設置・維持管理、公園等の清掃・安全点検、生き物の保全・保護のほか、市民の手による緑化イベントとしてグリーンフェスティバル、環境週間緑化ポスター・標語コンクールなど、緑の保全・緑化活動に関わる取組が着実に進められています。

#### <取組状況>

- ・「広報ふちゅう」や市ホームページなどによる、緑の保全や緑化に関する情報の提供
- ・グリーンフェスティバルや市民活動の場を活用した緑化講習会の実施
- ・小学生とその保護者を対象とした「府中水辺の楽校」の活動を通じた、親子の自然環境学習への支援
- ・緑化イベントとして、グリーンフェスティバル、環境週間緑化ポスター・標語コンクール、蓮を観る会の開催

#### 改定に向けた課題

市民の自主的な取組を進めるため、様々なイベントなどを通じて、緑の保全・緑化活動への意識啓発を図ることが必要です。

また、緑に関わる活動を行っている団体や個人の活動情報などを共有し、市民の活動を活性化するための仕組みづくりも求められます

### ④ 庁内推進体制などの充実

「緑」は単に樹木や樹林にとどまらず、公園や農地、街路樹、河川・用水路、公共施設の緑など多岐にわたり、その所管は、市行政分野の広範に及ぶことから、各種行政計画の策定等を通じ、関係各課との連携を図っています。

#### 改定に向けた課題

緑のまちづくりを進める上では、今後、庁内の横断的な連絡調整がますます重要になることから、関係各課との適切な連携により緑のまちづくりを推進していくことが必要です。

#### <改定理由>

複雑化の一途をたどる緑に関する課題へ、適切に対応し続けるための仕組み作りに取り組むため。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

#### <改定理由>

緑を持続的に守り育てていくためには「担い手の育成」が重要と考え、学校教育・地域活動等を通じた担い手育成に取り組むため。

### ③ 市民の自主的な取組に向けた担い手育成・意識啓発

市民花壇の設置・維持管理、公園等の清掃・安全点検、生き物の保全・保護のほか、市民の手による緑化イベントとして府中環境まつり、環境週間緑化ポスター、ミズベリングなど、緑の保全・緑化活動に関わる取組が着実に進められています。

また、市民アンケート調査結果において、「小中学校での緑化教育と実践」「緑に係るボランティアの育成」といった「担い手育成」が求められていることが分かりました。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・「広報ふちゅう」や市ホームページなどによる、緑の保全や緑化に関する情報の提供
- ・府中環境まつりや市民活動の場を活用した緑化講習会の実施
- ・小学生とその保護者を対象とした「府中水辺の楽校」の活動を通じた、親子の自然環境学習への支援
- ・緑化に関するイベントとして、府中環境まつり、環境週間緑化ポスター、ミズベリング、蓮を観る会の開催

#### 改定に向けた課題

市民の自主的な取組を進めるため、様々なイベントなどを通じて、緑の保全・緑化活動への意識啓発を図ることが必要です。

また、緑に関わる活動を行っている団体や個人の活動情報などを共有し、市民の活動を活性化するための仕組みづくりも求められます。

さらに、今後は、本市の緑を持続的に守り育てていくため、学校教育や地域活動を通じた、緑の担い手育成にも取り組むことも必要です。

### ④ 推進体制などの充実

これまで本市では、「緑」は単に樹木や樹林にとどまらず、市行政分野の広範に及ぶことから、関係各課との連携を図り、緑のまちづくりを推進してきましたが、緑に関する課題は複雑化の一途をたどっています。

#### 改定に向けた課題

課題に適切に対応していくため、取り組み内容を適切に評価するための仕組みや、専門家の方々等と柔軟に連携できる体制を構築していくことが必要です。

### (4) 環境保全上の緑の課題

#### ① 多様な生物の生息を考慮した緑の保全・再生

かつて本市は、旧街道を中心とした屋敷林や崖線の豊かな樹林と、河川敷が広がる多摩川、広大な水田や畑地、網の目に張り巡らされた用水路、武蔵野の代表的な風景といわれた雑木林、ムサシノキスゲが唯一自生する浅間山など、緑ゆたかな自然環境を有し、様々な生き物が生息する空間がありました。しかし、都市化が進むにつれ、これらの緑ゆたかな自然環境は失われつつあります。NPO\*法人等の調査においても鳥類の種類・個体数の減少傾向が確認されています。また、外来生物\*による、在来生物への影響も問題となっています。

このような生態系の変化は、全国的な傾向であり、国においても生物の多様性を将来にわたり保全していくため、「生物多様性基本法\*」が2008年5月に可決・成立しています。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・東京都及び浅間山自然保護会などによるムサシノキスゲの保護
- ・市民団体等による生き物の調査活動への支援
- ・小学校内にビオトープ\*の整備
- ・府中野鳥クラブなどによる、多摩川河川敷のアレチウリ（特定外来生物\*）の駆除
- ・市川緑道内への通年通水による、生き物の生息空間としての整備

#### 改定に向けた課題

減少が著しい生物はもちろんのこと、身近な野生生物についても、地域の生態系に則って、長期的な視点から多様な生物の生息に考慮した緑の保全や再生を進めていくことが必要です。

また、農地や寺社林、崖線の樹林、民有地の緑、さらには公園や学校の緑などを緑道や遊歩道、街路樹などの緑で結ぶことで、地域全体に渡って生き物が移動できる回廊を形成することが必要です。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

### (3) 環境保全上の緑の課題

#### ① 多様な生物の生息を考慮した緑の保全・創出

本市は、南から多摩川低地、立川段丘、武蔵野段丘の3つの平坦な土地からなり、それらを分ける府中崖線、国分寺崖線、市の南側を流れる多摩川が地形の骨格をなしています。都市化が進む前は、段丘上では、雑木林と畑地が広がり、耕作が行われてきました。一方、多摩川低地では、府中用水をはじめとする発達した農業水路網と水田が広がり、水田耕作が行われてきました。こうした地形と土地利用によって、本市の生物多様性は育まれてきました。

このような自然環境を総合的・計画的に保全し続けることを目的に「府中市生物多様性地域戦略※」を策定し、「人の生活」と「生きものの命」が豊かに共存した、いきいきと活気あふれるまちの実現に向けた取り組みを進めています。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・東京都及び浅間山自然保護会などによるムサシノキスゲの保護
- ・市民団体等による生き物の調査活動への支援
- ・小学校内にビオトープ\*の整備
- ・府中野鳥クラブなどによる、多摩川河川敷のアレチウリ（特定外来生物\*）の駆除
- ・親水路等への通年通水による、生き物の生息空間としての整備

#### 改定に向けた課題

減少が著しい生物はもちろんのこと、身近な野生生物についても、地域の生態系に則って、長期的な視点から多様な生物の生息に考慮した緑の保全や再生を進めていくことが必要です。

また、農地や寺社林、崖線の樹林、民有地の緑、さらには公園や学校の緑などを緑道や遊歩道、街路樹などの緑で結ぶことで、地域全体に渡って生き物が移動できる回廊を形成することが必要です。

※府中市生物多様性戦略：生物多様性の保全、持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するため、取り組み方針や内容を定めた計画です。

#### <改定理由>

生物多様性の保全の推進を目的とした「府中市生物多様性地域戦略」にもとづき、自然環境の総合的・計画的な保全への取り組みを行うため。

## ② 減少が続く農地の保全・活用

農地は、生産の場としてだけでなく、府中のふるさと感じさせる景観を構成するなど、「みどり」として重要な要素となっています。

農業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本市では、生産緑地地区の指定や市民農園などによる保全、活用を行っています。しかし、農業の担い手の減少などにより、農業を維持し、農地を残していくことが困難となっています。

### <取組状況> ※今後更新

- ・生産緑地地区の追加指定
- ・農業の担い手育成の支援
- ・農地の借用等による市民農園の運営（平成20年：24園、約2.4ha）
- ・農業公園の設置に向けた検討
- ・学校教育における農業体験の実施（平成20年：市立小学校21校で実施）

### 改定に向けた課題

農地は、食料の生産機能のほか、生き物の生息空間、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和、防災、レクリエーションといった様々な機能を有することから、これら農地が持つ様々な機能に着目した上で、保全策を講じていくことが必要です。

### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

## ② 減少が続く農地の保全・活用

農地は、生産の場としてだけでなく、府中のふるさと感じさせる景観を構成するなど、「みどり」として重要な要素となっています。農業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本市では、生産緑地地区の指定や市民農園などによる保全、活用を行ってきました。しかし、農業の担い手の減少などにより、農業を維持し、農地を残していくことが困難となりつつあり、2022年頃には生産緑地地区※の解除が可能となる時期を向かえることから、生産緑地の解除に伴う農地転用が懸念されます。

そのような中、平成29年の都市緑地法等の改正にて、これからの時代、都市における緑の中で「農地」がますます重要な要素であることが位置付けられ、生産緑地に関する制度が拡充されました。

### <取組状況> ※今後更新

- ・生産緑地地区の追加指定
- ・農業の担い手育成の支援
- ・農地の借用等による市民農園の運営（平成20年：24園、約2.4ha）
- ・農業公園の設置に向けた検討
- ・学校教育における農業体験の実施（平成20年：市立小学校21校で実施）

### 改定に向けた課題

農地は、食料の生産機能のほか、生き物の生息空間、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和、防災、レクリエーションといった様々な機能を有します。これら農地が持つ様々な機能に着目した上で、引き続き、農地の利活用の促進や担い手育成に取り組むことが必要です。

また、都市の中の農地を守り育てていくため、解除が可能となる生産緑地に対して、拡充された制度を適切に活用するなど、今後のあり方を検討していく必要があります。

※生産緑地：市街化区域内の農地や森林などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものについて、計画的、永続的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画上の制度です。

### <改定理由>

本市では従来より重要な都市内の緑として扱っていた「農地」が、法においても重要な要素だと明確に位置づけられて制度が拡充されたことより、それらの積極的な活用を検討するため。

## (2) 余暇活動の場としての緑の課題

### ① だれもが使いやすい公園の整備

公園は、子どもの遊び場や市民の憩いの場などとして重要な役割を果たしています。

前計画では、1人当たりの都市公園面積の目標を約10㎡として、整備を進めてきました。しかし、公園面積は拡大したものの、当初の見込みを超えた人口増加により、平成20年の1人当たりの都市公園面積は7.0㎡にとどまっています。

#### <取組状況>

- ・都市公園は、平成10年3月からの10年間で39か所、約16haの整備拡充
- ・平成20年の1人当たりの都市公園面積は7.0㎡/人
- ・身近な公園等の確保の観点から、都市公園及び仲よし広場等の配置を進め、住居系市街地の98.4%は公園までの距離が250m圏内
- ・公園の整備にあたっては、説明会などの実施により市民の意向等を踏まえ、地域の特性に配慮した整備の実施

#### 改定に向けた課題

今後は、「量から質への転換」の視点から、公園の整備拡充を進めつつも、だれもが歩いて利用できる身近な場所に公園を確保するように、様々な手法を活用しながら公園整備に取り組むことが必要です。

「府中基地跡地留保地」及び「郷土の森公園西側河川区域」の大規模な用地は、水と緑のネットワークを形成する重要な区域にもなることから、公園整備を着実に進めていくことが必要です。

#### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

## (4) 余暇活動の場としての緑の課題

### ① 市民に使われる公園の整備

公園は、だれもがやすらぎを感じる憩いの場であるとともに、子どもたちが安全に遊ぶことのできる空間、地域コミュニティを醸成する場として、重要な役割を担っています。

本市では、都市公園の整備を計画的に進めており、公園面積は年々増加傾向にあります。このことから、市域の約98%が公園の誘致圏内に収まる状況となっており、「量」の充足は満たされつつあると考えられます。

少子高齢化や生活スタイルの変化などが進展し、特に、健康やコミュニティ形成への関心が高まるなど、公園の使われ方や求められる機能が多様化しつつあるなか、市民アンケート調査結果においても、公園の清掃状況や安全性に対して不満の声が多く見られるなど、「質」を高めるための取り組みが求められていることが分かりました。

このようなことを背景に、平成29年の都市緑地法等の改正では、より柔軟に都市公園の整備・運営が行えるよう「公募設置管理制度（Park-PFI制度）※」が設けられ、また、公園をより柔軟に使うことができるようローカルルール等についての協議の場として「公園の活性化に関する協議会」の設置が可能となりました。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・都市公園は、平成10年3月からの10年間で39か所、約16haの整備拡充
- ・平成20年の1人当たりの都市公園面積は7.0㎡/人
- ・身近な公園等の確保の観点から、都市公園及び仲よし広場等の配置を進め、住居系市街地の98.4%は公園までの距離が250m圏内
- ・公園の整備にあたっては、説明会などの実施により市民の意向等を踏まえ、地域の特性に配慮した整備の実施

#### 改定に向けた課題

今後も「量から質への転換」の視点より、市民ニーズや社会情勢に適応するため、特色ある公園の整備や既存公園のリニューアル・バリアフリー化、新たな遊具の設置などに取り組む必要があります。その際は、市民や民間事業者と協働することも必要です。

また、地域に愛され、子どもから高齢者まで、だれもが利用しやすい環境を創出するため、公園ルールや案内板の見直しなどにも取り組む必要があります。

※公募設置管理制度：飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に関わる施設の設置と、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

#### <改定理由>

市民ニーズや社会情勢が変化に伴い、バリアフリー化や公園ルールの見直し等が求められているため。

<現計画>

② 都市計画公園・緑地の整備の推進

都市計画公園・緑地については、計画的に整備を進めることとされていますが、一部の計画区域において、宅地化などが進んだ区域があります。また、日吉町緑地などの都市計画緑地には、現状を保全することを意図として都市計画決定した区域があります。

<取組状況>

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針」において、二ヶ村緑地、紅葉丘第二公園を重点公園・緑地と位置付け、優先整備区域の整備の実施

改定に向けた課題

長期未着手の都市計画公園・緑地の整備を推進するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定時には新たな重点公園・緑地を位置付け、着実に整備を進める必要があります。

また、都市計画公園・緑地のうち、未整備区域や保全を目的として都市計画決定した区域については、今後の整備のあり方や、保全のあり方について再考する必要があります

<改定計画案>

※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

<改定理由>

将来的な担保が確約できていない借地公園等があることから、持続的な緑確保のあり方を検討するため。

② 都市計画公園・緑地の整備の推進

本市では、都市の防災性の向上やヒートアイランド現象といった環境問題への対応、市民の憩いの場の確保や緑環境の保全等を目的に、一部の公園・緑地の区域を都市計画で決定し、計画的に整備を進めてきました。

しかし、すでに宅地として整備されている計画区域や、緑の「量」の充足を目的に借地に整備した公園が存在しており、将来的な担保が確約できていない公園・緑地が生じています。

<取組状況> ※今後更新

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針」において、二ヶ村緑地、紅葉丘第二公園を重点公園・緑地と位置付け、優先整備区域の整備の実施

改定に向けた課題

長期未着手の都市計画公園・緑地の整備を推進するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定時には新たな重点公園・緑地を位置付け、着実に整備を進める必要があります。

また、都市計画公園・緑地のうち、未整備区域や保全を目的として都市計画決定した区域については、今後の整備のあり方や、保全のあり方について再考する必要があります。

さらに、借地に整備した公園については、今後も持続的に緑を確保し続けていくため、公有地化を含め、あり方を検討する必要があります。

<現計画>

③ 少子高齢社会への対応

公園は、だれもがやすらぎを感じる憩いの場であるとともに、子どもが安全に遊ぶことのできる空間として、重要な役割を持っています。特に、少子高齢社会を迎え、健康への関心やコミュニティ意識の関心が高まるなど、公園へ求められる機能が多様化しつつあります。

<取組状況>

- ・だれもが使いやすい公園として、バリアフリー<sup>\*</sup>化や地域の特性に合わせた整備の実施

改定に向けた課題

公園などの整備にあたっては、バリアフリー化や健康遊具の設置など、市民の意向を取り入れながら公園機能の維持・改善を行うことで、だれもが利用しやすい環境を創出する必要があります。

<改定計画案>

※改定箇所

: 第3回協議会後の修正箇所

(削除)

⇒「① 市民に使われる公園の整備」へ集約

### (3) 安全・安心を提供する場としての緑の課題

#### ① 避難場所・避難路となる緑地の確保

公園等のオープンスペースは、災害時には避難場所としての役割が期待されており、本市では、災害時の一時的な避難場所となる「一時（いつとき）集合場所」として、矢崎町防災公園や市立小中学校の校庭など40か所を指定しています。また、大規模災害の避難場所となる「広域避難場所」として、多摩川河川敷や東京農工大学など11か所を指定しています。

さらに、緑ゆたかな緑道・遊歩道や、街路樹のある道路は、災害時の避難路となるほか、延焼による被害拡大を抑えるなど、防災面での機能も果たしています。

#### <取組状況>

- ・矢崎町防災公園の整備など、公園内に防災行政無線・防火貯水槽・防災備蓄倉庫の設置など防災機能の充実

#### 改定に向けた課題

防災機能を有したオープンスペースは、市民の生命財産を守る上で不可欠であることから、新たな公園整備や既存公園の改善を進める際には、防災機能の確保・向上を図る必要があります。

都市計画道路をはじめ一般市道についても、計画的な緑化を進めるとともに適切な樹木の維持管理を行うことで、市街地の安全性をより高めることが必要です。

※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

### (5) 安全・安心を提供する場としての緑の課題

#### ① 避難場所・避難路となる緑地の確保

公園等のオープンスペースは、災害時には避難場所としての役割が期待されており、本市では、災害時の指定避難場所として、市立小中学校の校庭など39か所を指定しています。また、大規模災害の避難場所となる「広域避難場所」として、多摩川河川敷や東京農工大学など10か所を指定しています。その他、矢崎町防災公園が整備されています。

また、緑ゆたかな緑道・遊歩道や、街路樹のある道路は、災害時の避難路となるほか、延焼による被害拡大を抑えるなど、防災面での機能も果たすことから、充実化に向けた取り組みを進めています。

#### <取組状況> ※今後更新

- ・矢崎町防災公園の整備など、公園内に防災行政無線・防火貯水槽・防災備蓄倉庫の設置など防災機能の充実

#### 改定に向けた課題

防災機能を有したオープンスペースは、市民の生命財産を守る上で不可欠であることから、新たな公園整備や既存公園の改善を進める際には、防災機能の確保・向上を図る必要があります。

都市計画道路をはじめ一般市道についても、計画的な緑化を進めるとともに適切な樹木の維持管理を行うことで、市街地の安全性をより高めることが必要です。

<改定理由>

現在の取り組み状況を反映するため。

## ② 安全・安心な公園の整備

市政世論調査によれば、公園・みどりに関するまちづくりに必要な取組として、「防犯上安全で利用しやすい公園の整備」への回答が70%弱と多くなっています。

また、樹木の維持管理に関する事、施設の故障に関する事など、市民から寄せられる様々な意見や要望に対応し、安全・安心に利用できる環境づくりを進めています。

### <取組状況>

- ・地域の特性や安全性を考慮した公園・緑地の整備
- ・公園・緑地を安全・安心に利用できる環境づくりに向けて、市民からの意見、要望への対応
- ・公園樹木について、緑の豊かさを確保した適正な管理
- ・年2回の公園等の一斉安全点検の実施
- ・地元自治会などによる定期的な公園施設の点検

### 改定に向けた課題

公園・緑地の整備及び維持管理に際しては、利用者が安心して利用できるよう、見通しを良くする、照明の適切な配置を進めるなど、安全・安心を確保することが必要です。

また、市民から寄せられる様々な意見や要望などに迅速に対応していくため、安全性を最優先し、地域にあった維持管理の方法を考えていくことが必要です。

### ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

### <改定理由>

安全・安心に使い続けられるよう、公園長寿命化計画に基づく取り組み等を進め、公園遊具・建物の老朽化へ対応するため。

## ② 安全・安心な公園の整備

本市では、樹木の維持管理に関する事、施設の故障に関する事など、市民から寄せられる様々な意見や要望に対応し、安全・安心に利用できる環境づくりを進めています。

しかし、本市の公園は、多くが昭和60年ごろまでに整備されています。これらは開設後25年以上を経過しており、公園内の遊具や建物が改修・更新の時期を迎えつつあります。

また、市民アンケート調査結果においては、公園・緑地を整備する際の配慮事項として「防犯性への配慮（見通しの良さ、防犯灯の設置等）」及び「安全性への配慮（遊具の安全性等）」に対するニーズが高くなっています。

### <取組状況> ※今後更新

#### ・公園長寿命化計画※にもとづく、公園施設の点検、診断の実施

- ・地域の特性や安全性を考慮した公園・緑地の整備
- ・公園・緑地を安全・安心に利用できる環境づくりに向けて、市民からの意見、要望への対応
- ・公園樹木について、緑の豊かさを確保した適正な管理
- ・公園等の安全点検の実施
- ・地元自治会などによる定期的な公園施設の点検

### 改定に向けた課題

公園利用者の安全性を確保するため、公園長寿命化計画にもとづき適切に点検・診断、更新等を進めていくことが必要です。また、利用者が安心して利用できるよう、見通しを良くする、照明の適切な配置を進めるなど、安全・安心に関する取り組みも必要です。

市民から寄せられる様々な意見や要望などに迅速に対応していくため、安全性を最優先し、地域にあった維持管理の方法を考えていくことが必要です。

※公園長寿命化計画：府中市が管理する公園の遊具や施設について、公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコストの削減の視点より、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理の方針等を定めた計画です。

## 2 改定の考え方

(新設)

※改定箇所

: 第3回協議会後の修正箇所

## 2 改定の考え方

### (1) 改定の基本的な考え方

本市はこれまで、緑を創出・保全すると同時に、都市の風格や魅力を高める環境要素として活用するための取組を進めてきました。その結果、年々、緑の量は減少傾向ではあるものの、いまだ市内には多くの緑が残っており、さらに、緑に関する取り組みを通じて、緑に関わる多くの市民の方々や各種団体が生まれてきました。

しかし一方で、少子高齢化の一層の進展等の社会情勢変化により、公園の使われ方や求められる機能が変わりつつある中、本市の公園は、多くが昭和60年ごろまでに整備されており、公園内の遊具や建物は改修・更新の時期を迎え始めています。さらに、本市のシンボルであるケヤキ並木をはじめとした緑や緑地、公園の植栽地が、市街地内という生育環境の厳しさから枯死・倒木といったことが懸念されています。将来的に厳しい財政状況が見込まれている中、これらへ適切に対応をしていく必要があります。

そのような中、本計画の根拠法となる都市緑地法等が平成29年度に改正されました。都市内の農地は緑地であると定義づけられ、農地を保全・活用していくための制度や、民間事業者等と連携して緑を創出・保全・活用していくための制度等が新たに用意されました。

このため、本計画は、法改正に伴う新たな制度等を活用し、以下の考え方を基本に、改定するものとします。

#### ① 地域資源をフル活用するための計画とします。

地域の歴史文化を表す緑、生物生息空間でもある自然豊かな緑、府中を感じさせる農の風景などの「緑の資源」や、緑の保全・創出・維持管理に関わる市民や各種団体、民間事業者のノウハウ・マンパワー・資金力などの「人的・経済的資源」、公園や広場等の「公共社会資本」などの、本市にこれまで蓄積されてきた「地域資源」をフル活用するための計画とします。

#### ② 緑の質をこれまで以上に向上させるための計画とします。

子どもから高齢者まで誰もが安全に快適で楽しく使える緑地や、管理が行き届き、府中を感じる自然とふれあうことのできる緑環境の整備、多様な生物の生息を考慮した緑地の保全・創出、市街地の安全性をより高める緑地の確保など、「緑の質をこれまで以上に向上させる」という考え方に比重を置いた計画とします。

## (1) 改定の視点

### ① 「量」から「質」への転換

これまでは、都市化の進展に伴い失われた緑を確保するため、緑の量の確保に重点を置き、公園・緑地の整備を進めてきました。しかし現在は、市民の生活スタイルの変化や価値観の多様化が進み、公園・緑地についても、安全性の向上、余暇需要の変化への対応など、より質の高い空間の確保が求められています。

このことから、個性と魅力あるまちづくりを進めるために、これまでの「量的な充足」に加え、公園の防災機能の向上、公園施設の充実や適切な維持管理などの「質の向上」へ、緑のまちづくりの考え方を転換します。

### ② 緑の保全・創出による持続可能な環境共生型社会の実現

21世紀は「環境の世紀」と言われています。緑は、地球温暖化の抑制に寄与するとともに、様々な生物の生息・生育空間となります。

本市には、多摩川をはじめ、身近に自然とふれあうことのできる豊かな緑が残っていますが、一方で、都市化の進展に伴い、市内の農地や樹林などの緑は、年々減少しています。

このことから、環境教育・学習の実践などを通じて環境問題への意識を高めるとともに、これまで以上に緑を保全・創出し、持続可能な環境共生型社会\*の実現を目指します。

### ③ 市民や事業者の「参加」から「協働」への転換

これまでの緑のまちづくりは、市民や事業者の「参加」を得ながら、行政主体で進めてきましたが、市民の生活スタイルの変化や価値観の多様化が進み、行政主体の取組では多様なニーズへの対応が難しくなってきました。

このことから、市民や事業者、行政が、本計画の趣旨を共有し、「参加」するだけでなく「協働」による緑のまちづくりの実現を目指します。

### ④ 新たな法体系への対応や上位・関連計画との整合

本計画の根拠法となる「都市緑地法」は、平成16年6月に改正され、緑の基本計画の拡充や、緑の保全・創出に関わる制度の拡充が図られました。また、平成20年1月に本計画の上位計画である「第5次府中市総合計画\*後期基本計画」が策定されているほか、平成20年4月に関連計画の「府中市景観計画\*」も策定されています。

このことから、新たな法体系への対応や上位・関連計画と整合した計画として改定するものです。

## ※改定箇所

：第3回協議会後の修正箇所

## (2) 改定方針

先に整理した緑の現状と課題を踏まえ、改定の基本的な考え方である「地域資源ストックのフル活用」「緑の質の向上」の視点から、7つの改定方針を設定し、計画を改定します。

### ① 府中らしさを感じられる緑を最良の状態で次代に引き継ぐ【課題(1)に対応】

本市には、馬場大門のケヤキ並木など、府中らしい魅力ある緑が数多く存在し、その保全に取り組んできましたが、樹木の枯死・倒木、雑木林の減少などにより、府中らしさを感じられる緑の減少が懸念されます。

こうした状況に鑑み、「保全」に努めつつも、伐採と植樹による緑の「再生」を進めます。また、地域のランドマークにもなる公共施設の緑化や、都市化の進展に伴って減少が危惧される屋敷林や雑木林の維持・保全、これらの緑を繋げる空間づくりなど、「府中らしさを感じられる緑を最良の状態で次代に引き継ぐ」という視点から、必要となる取組を位置づけます。

### ② 豊かな人財を活用し、緑のまちづくりを進める【課題(2)に対応】

本市には、緑のまちづくりへの意識が高い市民や緑に関わる団体が多く存在しています。また、東京農工大学や都立農業高校が立地するなど、人財に恵まれた都市となっています。

このことから、市民及び民間事業者と行政をつなぐ体制・仕組みづくりや緑に関する取組や制度の情報提供、緑に関する教育・学習、市民や民間事業者等との協働による緑の保全・創出など、豊かな人財を活用し、協働で緑のまちづくりを進めるための取組を位置づけます。

### ③ 人と生き物が共存・共生したまちを実現する【課題(3)-①に対応】

私たちの暮らしや文化は、たくさんの生き物の恵みを受けて成り立っており、多様な生きものが生息できる環境を守ることが重要となっています。

このことから、人と生きものの共存・共生したまちを目指し、多様な生物の生息空間となる緑の保全・創出、緑のネットワーク化など、生物多様性を保全するための取組を位置づけます。

**④ 地域の財産として農地を保全・活用する 【課題(3)-②に対応】**

本市には、市街地内に多くの農地が残されており、これらは都市近郊農業の生産地として、また地域を感じさせる風景の構成要素として市民に親しまれています。

これらの農地を地域の貴重な緑として再認識し、地域の財産として保全・活用して行くための取組を位置づけます。

**⑤ 公園・緑地の魅力を高める 【課題(4)に対応】**

本市では、これまで多くの公園・緑地を整備してきましたが、社会情勢の変化に伴い、市民ニーズや使われ方が変わりつつあります。

そのため、市民ニーズの変化に対応した利用ルールの見直しや、民間事業者のノウハウなどを取り入れた公園・緑地の整備、運営、維持管理など、公園・緑地の魅力を高めるための取組を位置づけます。

**⑥ 災害時の市街地の安全性を高める 【課題(5)-①に対応】**

公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所や延焼による被害拡大を抑える空間として機能するほか、平時においても雨水の地下浸透により水害の発生を抑制するなど、防災面で重要な役割を担っています。

自然災害による脅威から市民の生命財産を守るため、公園等のオープンスペースの防災機能の確保・向上など、市街地の安全性を高める取組を位置づけます。

**⑦ 公園・緑地を安全・安心して利用できるようにする 【課題(5)-②に対応】**

本市の公園・緑地は、多くが昭和60年ごろまでに整備されており、公園・緑地内の遊具や建物は改修・更新の時期を迎えつつあります。加えて、敷地内の清掃状況、遊具の劣化や防犯などの面からみた安全性に対しての不満が市民から指摘されており、公園・緑地の維持管理のあり方も見直す必要が生じています。

このことから、将来にわたり公園・緑地を安全・安心して利用できるように、バリアフリー化や長寿命化を考慮した整備、維持管理等の取組を位置づけます。